

不利益処分の処分基準

処 分 名		学習館への入館の制限		
根拠例規及び条項		多治見市学習館の設置及び管理に関する条例（平成 8 年条例第 36 号）第 30 条		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	（入館の制限） 条例第 30 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、学習館への入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは、動物の類を携帯する者。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者 (3) その他学習館の管理上支障があると認められる者		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
	備 考			